

総 説

日本国憲法における法の下の平等と 性による差別、障害者の人権

伊東明子

筑波大学理療科教員養成施設

ドイツ連邦銀行 駐日代表事務所

要旨

日本国憲法における法の下の平等で課題となる性による差別及び障害者の人権について概説した。日本国憲法14条1項で「全て国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とある。法の下での平等とは「法適用の平等」だけではなく、「法内容の平等」も含んでいる。

平等は「機会の平等」とも言われる「形式的平等」、「結果の平等」とも言われる「実質的平等」を意味する。「機械的平等」とも言う「絶対的平等」ではなく、個人を性質に応じて「合理的な区別」をした上で平等に扱う事を「相対的平等」を意味する。

2016年改正前の民法733条1項「女は、前婚の解消又は取消の日から6箇月を経過した後でなければ、再婚をすることができない。」という憲法に反する性別による差別が存在していた。

障害者の人権の現実的保障にとって、基本的に①社会生活と社会の発展のすべての部面への参加、②実質的平等の実現の2点を実現する事が必要不可欠である。

キーワード 日本国憲法、法の下での平等、合理的区分、違憲判決、差別

I. 日本国憲法における法の下での平等

日本国憲法14条1項で「全て国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とある。

平等の実現のために具体的に日本国憲法に定められているのは貴族制度の廃止（14条2項）、栄典にともなう特権の禁止（14条3項）、普通選挙の一般原則（15条3項）、選

挙人の資格の平等（44条）、夫婦の同等と両性の本質的平等（24条）、教育の機会均等（26条）などがある。

II. 法の下での平等

1. 「法の下」とは

誰であっても法律には拘束され、法律上あくまで平等に取り扱われる。法を執行する際に、誰に対しても同じ法を適用し、国民を差別してはならないという「法適用の平等」だけではなく、特定の人に適用、不適用にするなど、法の内容に差別があってはならないと

いう「法内容の平等」も含んでいる。

2. 「平等」の意味

「形式的平等」とは、全て個人を均等に取り扱いその自由な活動を保障することを意味する。全員同じスタートラインにつける事。「機会の平等」とも言われる。

「実質的平等」とは、全ての社会的・経済的弱者に対して厚く保護を与え、他の国民と同等の生存と自由を保障することを意味する。全員同じゴールをめざす事。「結果の平等」とも言われる。(図1)

「平等」は、「形式的平等」から始まり「実質的平等」をめざす。

長年にわたる差別の場合、「形式的平等」を保障するだけでは問題を解決できない。

これらに対しては、障害者雇用促進法、アイヌ民族支援法(アイヌ新法)、等など積極的差別是正措置(アファーマティブ・アクション: affirmative action、ポジティブ・アクション: positive action) 積極的な後押しが必要である。

「絶対的平等」は全て一律に同じく取り扱うことである。これは、「各人におなじものを」「一切おなじに扱う」必要がある。違って扱えばただちに差別となる。例外なく均等に扱わなければならない。これを「機械的平等」とも言う。

しかし現実には各人の性別・能力・年齢・財産・職業などには違いがあり、個性や生活環境には違いがある。このような違いを無視して機械的に同じ取り扱いをするのはかえって不合理な結果をもたらすことから「区分」する。(図2)

「区別」することすべてが差別として禁止

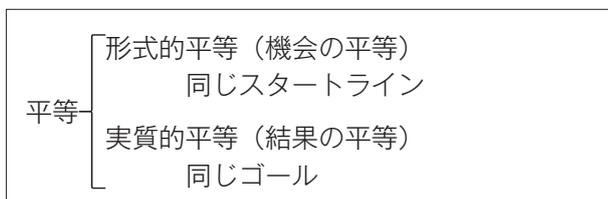


図1 形式的平等と実質的平等

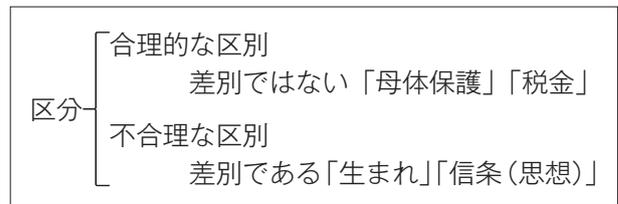


図2 区分と合理的な区別

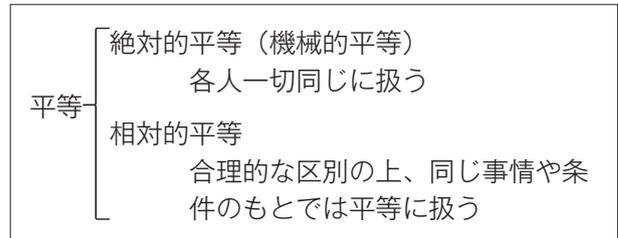


図3 絶対的平等と相対的平等

されるわけではなく、「区分」や「分類」すること自体は憲法違反にならない。性質に応じて「合理的な区別」をすることができる。しかし、同じ事情や条件のもとでは平等に扱う事を「相対的平等」という。

憲法での「平等」は、「絶対的平等」ではなく「相対的平等」を意味する。

例えば、妊娠した女性のために産前産後休暇を設けると、男性や、子供を産まない女性よりも、子供を産む女性の方が休暇の日数は多くなる。しかしそれは、男性や子供を産まない女性に対する不当な差別だろうか?あくまで「子どもを産む」と言う事情による母体保護のため→男性や子供を産まない女性を差別しているわけではない。

また、収入が多ければ多い程、所得税は増える。これは不公平か?収入の多い少ないと言う事情は人によって異なるので、同じ金額の税金にすれば収入の多い人にとっては楽だし、収入の少ない人にとっては苦しくなるのでかえって不公平になる。収入により税金を変えるなどの異なる扱いをする事を「合理的区分」という。(図3)

3. 日本国憲法14条1項にあげてある5つの意味

「人種」、「信条」、「性別」、「社会的身分」、「門地」はとりわけ不当利なので日本国憲法14

条1項で明記している。これらは例を示しているのであって、これ以外の区別も不合理であれば差別になる。

- ①人種…身体的特性によって区別される人間の人類学上の種類。
- ②信条…個人が内心で固く信じる事柄である。広く宗教・人生・政治・思想などに関する信念を含む。
- ③性別…男女の別。
- ④社会的身分…出生によって決定される社会的な地位または身分のうちで、「門地」を除いたもの。(代表的な例) 帰化した人々 被差別部落の人々 非嫡出子
- ⑤門地(もんち) …出生とかわる概念であるが、家系・血統などによる家柄を意味する。

4. 合理的区分と審査基準

- ①何について別異の取り扱い(他者と異なった取り扱い)をしているのか?
 - ②別異の取り扱いをする法令の目的は必要か、あるいは重要か?(目的の妥当性)
 - ③その目的を実現するために別異の取り扱いをすることが必要であるか?(目的と手段の関連性、必要最小限の手段かどうか)
- <違憲判決> 尊属殺重罰規定違憲判決(最大判昭和48.4.4刑集27巻3号265頁)

①刑法200条では尊属殺に死刑又は無期と普通殺に比べて重罰を科していた。②尊属に対する尊重報恩という道義を保護するという立法目的は合理的。③刑の過重の程度が極端であって、立法目的達成手段として不合理である。

(15名中8名の多数説。6名は②立法目的×、③手段×。)

(1名は②立法目的○、③手段○。)

<2013.9.5違憲判決> 非嫡出子と嫡出子の相続分区別の規制>

①民法900条4号但書で非嫡出子の相続分を嫡出子の2分の1と定めている。②子が自ら選択・修正できない事柄を理由として、

その子に不利益を及ぼすことは許されない。(この相続が開始された) 2001年7月には既に法の下での平等を定めた憲法に違反していた。

従って、非嫡出子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする民法900条4号但書は不合理な差別であり、憲法14条1項に反して違憲である。

(1993.6.23に合憲判決が出たが、2013年に違憲判決↑が出ている)

(②婚姻の尊重、維持という立法目的は認められる。)

(③立法目的を達成するための手段として必要最小限といえるので合憲。)

Ⅲ. 性に基づく分類—性別による差別—

1. 性差論の歴史

「男は外に、女は内(家)に」という、身体的差異である「産む性」と能力の差を結びつける性別役割分業論がある。

男女に平均的な違いは存在するが、その平均差を個々人に適用することが問題である。

2. 性に基づく分類の合憲性が疑われる法令の例

<女性のみ6ヶ月間の再婚禁止期間を設ける規定>

民法733条1項「女は、前婚の解消又は取消の日から6箇月を経過した後でなければ、再婚をすることができない。」

①男女に異なった取扱いがある。

②目的 子どもの父親を確定すること。

目的の評価 理由としては「子どものため」で認められる。

③目的実施の方法は適当か。

民法772条2項「婚姻成立の日から200日後又は婚姻の解消もしくは取消の日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。」

グレーゾーンは100日間なのに民法733

条1項では80日多く待たせているが、規制が過剰である。目的を達成するために規制が過剰である点が憲法違反ではないか。廃止あるいは100日への期間短縮が妥当か。

2015年12月18日、最高裁判所判決（大法廷）

女性の再婚禁止期間の「100日を超える部分」は法の下での平等を定めた憲法に違反する。

この判決を受けて2016年6月1日、民法733条改正が成立。

1項の再婚禁止期間は180日から100日へ。

2項の適用除外の場合を（1）離婚時に妊娠していなかった（2）離婚後に出産したに改める。

IV. 障害者（障がい者）の人権

障害者の人権の現実的保障にとって、基本的に①社会生活と社会の発展のすべての部面への参加、②実質的平等の実現の2点を実現する事が必要不可欠である。

①社会生活と社会の発展のすべての部面への参加。

（社会への完全参加の実現は、ノーマライゼーション理念の具体化である）

※ノーマライゼーション（normalization）

とは「障害者を排除するのではなく、障害を持っていても健常者と均等に当たり前に生活できるような社会こそがノーマルな社会である」という社会を実現するための取り組みをいう。

②実質的平等の実現。

機会の平等＝形式的平等にとどまらず、「偏見」による差別の歴史をふまえ、国は障害者に対する差別を禁止するだけでなく、差別を解消するための積極的な措置をとることも要請される。

障害者への差別を無くすために国のなすべきことは（a）障害者に対する差別を禁止（b）

差別を解消するための積極的な措置をとることである。

<障害者基本法> 1993年制定 心身障害者対策基本法（1970制定）の改正による

2004年（平16）6月4日 障害者基本法の一部を改正する法律 公布

第3条③「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことが基本的理念として明記された。（a）「障害者に対する差別を禁止」

第1条「障害者の自立及び社会参加の支援」のための施策を行う。（b）「差別を解消するための積極的な措置をとる」

（例）高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）、障害者雇用促進法

2011年8月 障害者基本法の改正

- ・障害者に政治参加を促すための投票所のバリアフリー化
- ・障害者が刑事事件で取調べ、裁判を受ける際の意思疎通を図る手段の確保
- ・統合教育を目指す 「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒とともに教育を受けられるよう配慮」

2012年6月 障害者総合支援法の成立

2013年6月 障害者差別解消法の成立

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の禁止→（b）「差別を解消するための積極的な措置をとる」の具体化。

障害者雇用促進法の改正

雇用の分野における上記の措置と法定雇用率の見直し

<国際社会（国連）の取組>

*障害者の権利条約 2006年12月13日国連総会で採択

2008年5月3日条約として発効

障害者の教育、健康、労働および雇用、十分な生活水準、移動の自由、搾取からの自由

(搾取されない)、法律における平等な権利の承認、を内容に持つ。
日本は同条約に2007年9月署名

2014年1月20日に批准
条約の内容レベルの法制定に時間がかかったため、批准までに時間がかかった。

参考文献

- 1) 君塚正臣編. 高校から大学への憲法. 第2版. 法律文化社. 京都. 2016.